

令和 5 年 第 13 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和5年12月22日（金）

## 色麻町農業委員会進行録

令和5年12月22日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農地	菅原隆行
2	農政	早坂成弘
3	農地	鎌田一宣
4	農地	阿部きよ子
5	農政	佐々木範雄
6	農政	佐藤勝
7	農政	堀籠慶浩
8	農政	武田公美子
9	農政	齋條仁美
10	農地	早坂孝悦
11	農地	大泉貞行
12		堀籠勝恵

・出席委員 11名 ・欠席委員 1名

・会議録書記 遠藤由美 ・事務局長 山崎長寿

議決事項 議案第32号 農地法第3条の規定による許可決定について  
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について  
議案第34号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は11名で欠席委員は1名でございます。  
9番 齋 條 仁 美 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議長 定足数に達しておりますので、第13回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、11番 大 泉 貞 行 委員、1番 菅 原 隆 行 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・  
それでは議事に入ります。  
議案第32号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第32号、農地法第3条の規定による許可決定について。  
農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号15番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号15番、権利の種類、所有権移転有償、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 一の関字東苗代〇番地〇、地目、田、地積1,351㎡、外1筆、計1,552㎡、総額〇〇円です。申請内容につきましては、譲渡人の〇〇さんは、所有する農地の一部を手放したいとの理由と伺っております。  
譲受人の〇〇さんは、労働力や機械の所有の面からも問題なく、取得農

地を効率的に利用できると判断しております。

尚、議案第32号資料15番をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号15番について、現地調査の報告をいたします。

去る12月11日、堀籠会長、阿部委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に小川さんが耕作しているほ場で、無断転用もなく適切に管理されておりました。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 内容の説明がわかりました。それでは、ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号15番については、可と決しました。

議長 次に事務局より番号16番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号16番、権利の種類自家所有地の無償贈与、譲渡人〇〇さん 譲受人 〇〇さん、住所、高根字新向田〇〇番地、地目田、地積1,393㎡ 外2筆合計3,433㎡でございます。

譲渡人の〇〇さんは、所有する農地を労働力不足等から手放したいとの理由で、親戚である譲受人の〇〇さんに無償贈与するとなりました。

譲受人の〇〇さんは、労働力や機械の所有の面からも問題なく、取得農地を効率的に利用できると判断しております。

尚、議案第32号資料16番をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。

- 議 長 内容の説明が終わりました。
- 議 長 現地調査の報告を3番 鎌 田 一 宣 委員よりお願いします。
- 鎌田委員 それでは、番号16番について、現地調査の報告をいたします。  
去る12月11日、堀籠会長、阿部委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。  
確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に耕作しているほ場で、無断転用もなく適切に管理されておりました。  
委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。
- 議 長 内容の説明がわかりました。それでは、ご発言をいただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員「挙手」あり】
- 議 長 全員賛成ですので、番号16番については、可と決しました。
- 議 長 次に事務局より番号17番の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号17番、権利の種類賃貸借権の新規設定、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん 住所、四竈字新本郷〇〇番地 地目田、地積2,973㎡外1筆 合計5,816㎡でございます。  
譲渡人の〇〇さんは、所有する農地の一部を労働力不足等の理由から、親戚である譲受人の〇〇さんに賃貸借権を設定するもので賃借料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間でございます。  
譲受人の〇〇さんは、〇〇地区の組合構成員で労働力や機械の所有の面からも問題なく、農地を効率的に利用できると判断しております。  
尚、議案第32号資料17番をご覧いただきながらご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 内容の説明がわかりました。それでは、ご発言をいただきます。
- 【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号17番については、可と決しました。

議長 以上で、議案第32号農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。  
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により意見を決定するため審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号2番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、本申請事業は太陽光エネルギー発電事業でございます。譲受人〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号、株式会社代表取締役〇〇さん、譲渡人、四釜字はぬき町〇〇番地〇〇さん申請代理人〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇、行政書士〇〇さん申請地、四釜字狐塚〇〇番地〇〇及び〇〇番地〇〇、〇〇番地〇〇、地目田、地積3筆合わせまして2, 178㎡農用地区域外の第〇種農地でございます。

事業計画書概要では、申請面積の必要性では、パネル面積454.65㎡、メンテナンススペース及び通路面積1,031.5㎡、保全スペース（フェンス外）413㎡、フェンス面積6㎡、作業車駐車スペース92㎡、車両通行部分56㎡、車両転回スペース92㎡、通路部分（〇〇番地〇及び〇番地〇）77㎡の合計2,101㎡となります。

被害防除計画の周辺農地への土砂の流出又崩壊への対策は、盛土、切り土を行う予定はなく、転圧を行うため土砂の流出の恐れはない。また、太陽光パネル設置箇所周辺にフェンスを設置し、人的な安全対策やゴミの飛散及び獣等の侵入を防止する。農業用排水施設への影響については、雨水は自然浸透とする。周辺農地に被害を及ぼすことのないようトラブル防止に努め、万が一の場合は適正に対応する。

資金計画については、当該事業の見積書の額から預金残高証明書から特に問題は

無いと判断される。

なお、当該申請受付の農家相談日に担当委員からの意見は、申請地の草刈り作業の徹底及び周辺住民への事業説明を確実にを行うようにとの意見が出された。行政書士の〇〇氏からは、事業主へ適切に対応するようお話しするとの回答を得ました。

別紙、議案第33号3番資料をご覧いただきご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号3番について、現地調査の報告をいたします。

去る12月11日、堀籠会長、阿部委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、無断転用も無く、議案第33号3番資料添付の許可申請書及び事業計画書概要等の内容や現況写真からも判断できますが、特に問題となる点はございませんでした。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員異議なしですので、番号4番は可と決しました。

議長 次に事務局より番号4番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番、権利の種類、所有権移転、無償、渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、王城寺字渡南〇〇番地〇、地目田、地積449㎡、申請内容につきましては、息子である〇〇さんの後継者住宅新築のための宅地転用でございます。転用事由等につきましては記載のとおりでございます。

本申請の全部事項証明書及び公図については、現在、申請中とのお話しを受けており年内には出来上がると伺っております。

なお、あわせて別紙議案第33号4番資料をご覧いただき審議いただきますよう、お願い

いたします。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号4番について、現地調査の報告をいたします。  
去る12月11日、堀籠会長、阿部委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、無断転用も無く、議案第33号4番資料添付の許可申請書及び事業計画書概要等の内容や現況写真からも判断できますが、特に問題となる点はございませんでした。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員異議なしですので、番号3番は可と決しました。

以上で、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり意見を決定することを可といたします。

議長 次に議案第34号基板強化法による農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第34号農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農地利利用集積計画案を決定するため審議されたい。

記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 事務局より、番号75番の朗読と説明をお願いいたします。



事務局長 番号75番、権利の種類、所有権移転有償、譲渡人〇〇さん、譲受人宮城県農地  
中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 さん、土地  
の所在 四竈字道命北〇〇番地、地目田、地積2,976㎡外5筆合計16,124  
㎡で売渡理由は離農、売買価格は総額で〇〇円でございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号75番は可と決しました。

議 長 次に事務局より番号76番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号76番、権利の種類、所有権移転有償、譲渡人〇〇さん、譲受人 宮城県農地  
中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 さん、土地  
の所在、四竈字東原〇〇番地〇、地目田、地積17,248㎡及び地目畑、地積4  
1㎡合計17,289㎡で売渡理由は離農、売買価格は総額で〇〇円でございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号76番は可と決しました。

議 長 次に事務局より番号77番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号77番、権利の種類、所有権移転有償、譲渡人〇〇さん、譲受人 宮城県農地

中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 <sup>え ばた まさ のり</sup> さん、土地の所在、四竈字新赤欠〇〇番地〇〇、地目田、地積1, 000㎡外1筆合計1, 805㎡で売渡理由は規模縮小、売買価格は総額で〇〇円でございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号77番は可と決しました。

議 長 次に事務局より番号78番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号78番、権利の種類新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地、四竈字五郎太郎〇〇番地、地目田、地積3, 012㎡他11筆合計地積 24, 341㎡賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、渡人の〇〇さんは労働力不足等の理由で継続して耕作が出来なくなってきたとの事でした。

新規設定の受人 〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号78番は可と決しました。

議 長 次に事務局より、番号79番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号79番。権利の種類賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人 株式会

社代表取締役〇〇さん、申請地、四竈字伝八〇〇番地、地目田、地積3,606㎡他11筆  
合計地積 37,393㎡賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、渡人の〇〇さんは労働力不足及び機械の所有等の理由で耕作が出来ないとの事で同地区内の新規設定の受人、〇〇さんは引き受けることとなりました。

〇〇さんは、労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号79番は可と決しました。

議 長 おはかりいたします。議案第34号番号80番から92番までの11ヶ件は〇〇地区内での受け手、出し手の申請内容になりますので、一括しての審議として宜しいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、一括しての審議おすることに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので議案34号番号80番から92番までの11ヶ件は一括しての審議といたします。

それでは、事務局より番号80番から92番までの11ヶ件について説明をお願いいたします。

事務局長 番号80番から92番についてご説明いたします。

本件は〇〇地区で労働力不足等から継続して耕作が今後できなくなると申し出た渡人の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの5名で同地区内の受手が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの8名に分配する

こととなり総筆数が61筆、総地積が133, 189㎡ 全て新規設定、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の期間は〇〇年間です。

議長 内容の説明が終わりました。番号80番から92番についてご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、番号80番から92番の全てを承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号80番から92番の全ては可と決しました。

議長 以上で本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第13回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時38分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年12月22日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 大 泉 貞 行 ⑩

署名委員 菅 原 隆 行 ⑩